

堤防除草の刈草を無償提供しています！ ～刈草の提供を受けたい方はご連絡ください～

大分河川国道事務所では、堤防の点検を主目的に年間2回の堤防除草を実施しています。
この時、発生する刈草については、これまでも地元の方々の農家の方々へ提供し、堆肥や畑の敷き草に使っていただくなど有効活用を図っており、これにより処分費のコスト削減にも繋がっているところです。

**刈草の提供を受けたい方は、大分川の刈草は大分出張所(TEL：097-558-7142)、
大野川の刈草は大野川出張所(TEL：097-527-2549)までお問い合わせください。**

(刈草の提供について)

- 時 期：堤防除草が行われる、5月～12月の間
- 量：要相談(除草の進捗に応じてストック量が変化します。)
- 種 類：堤防上の雑草(概ね50cm四方に梱包された状態で提供)
- 場 所：下記のとおり
- 方 法：希望者の方は、刈草置場へ運搬車等で直接取りに来てください。

(刈草提供までの手続き)

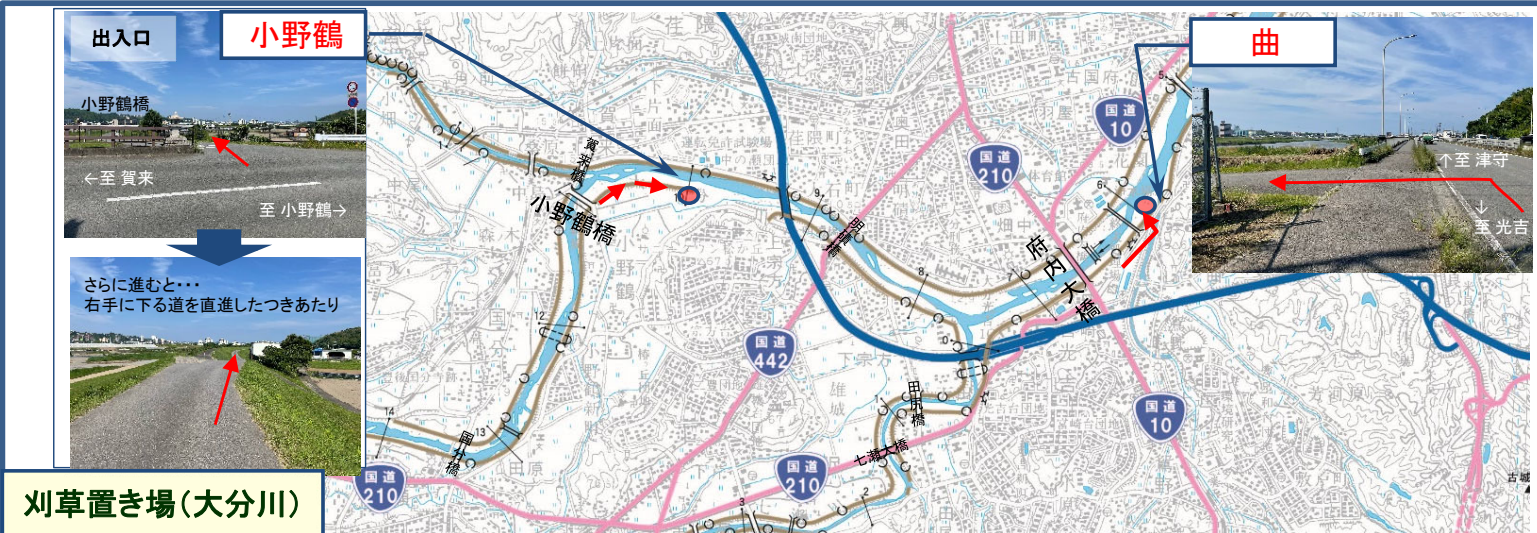
- ①希望者より大分出張所または大野川出張所へ連絡
(氏名、連絡先、住所、必要量等を確認します)
- ②除草請負会社より希望者へ連絡をします。引取場所・日時等を調整願います。
- ③現地にて提供(希望者での積み込み、運搬)

【注 意 事 項】

- 引き取った刈草の転売・換金等の営業目的の使用はご遠慮ください。
- 刈草の積み込み及び運搬については希望者で作業をお願いします。
- 刈草には除草作業時に異物等が混入している可能性があります。
刈草の使用に当たっては希望者が確認の上、自己責任で使用ください。(国土交通省は一切の責任を負いません)
- 収集運搬時の過積載などに十分注意し、交通ルールを守ってください。



刈草積み込みの様子



刈草置き場(大分川)



刈草置き場(大野川)